

地域雇用開発助成金

創業や拠点進出に伴い設備投資をし、地域居住者を雇用する場合、受給できます。

チェック項目

- ✓ 雇用保険に加入している事業所
- ✓ 社会保険に加入している事業所(法人の場合)
- ✓ 合計300万円以上を新分野へ設備投資する会社
- ✓ 創業の場合は2人以上、拠点進出の場合は3人以上雇用する会社
- ✓ 人材を採用する前・設備投資する前に、計画書を提出する会社
- ✓ ハローワーク経由での従業員採用

利用できるエリアは
限定されています。

最大3回受給可能

助成額

設備整備費用	対象労働者の増加人数()内は創業の場合のみ適用							
	3(2)~4人		5~9人		10~19人		20人以上	
	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
300万円以上 1000万円未満	48万円	60万円	76万円	96万円	143万円	180万円	285万円	360万円
	(50万円)		(80万円)		(150万円)		(300万円)	
1000万円以上 3,000万円未満	57万円	72万円	95万円	120万円	190万円	240万円	380万円	480万円
	(60万円)		(100万円)		(200万円)		(400万円)	
3,000万円以上 5,000万円未満	86万円	108万円	143万円	180万円	285万円	360万円	570万円	720万円
	(90万円)		(150万円)		(300万円)		(600万円)	
5,000万円以上	114万円	144万円	190万円	240万円	380万円	480万円	760万円	960万円
	(120万円)		(200万円)		(400万円)		(800万円)	

()内は創業の場合

さらに

なんと2倍！

- 中小企業事業主の場合は、支給金額の1/2を第1回に上乘せ！
- 創業と認められる場合は、さらに支給金額の1/2を第1回に上乘せ！！

2年目、3年目を受け取るためには

- 対象労働者の1/2を超え、かつ、4人以上の離職者を出していないこと(自己都合退職を含む)
- 事業所の被保険者数が増加していること

飲食店や介護事業所の
2店舗目を検討・・・
ぜひ、この助成金を！！

